

1. 土木工事標準仕様書の 改正概要

(R2.4.1改正)

1. 土木工事標準仕様書の改正

本県の土木工事標準仕様書の参考図書

- 国交省 土木工事共通仕様書
- 中部地整 土木工事特記仕様書
- 国交省 公園緑地工事共通仕様書
- 下水道土木工事必携（案）
- 港湾工事共通仕様書

法律改正及び中部地整土木工事特記仕様書の一部改訂に伴い、本県の仕様書も改正。
(R2. 4. 1)

【土木工事標準仕様書 目次】

第1編 総則編
第2編 材料編
第3編 工事共通編
第4編 河川編
第5編 海岸編
第6編 砂防編
第7編 道路編
第8編 公園緑地編

第9編 下水道編
第10編 港湾編
第11編 電気通信設備・機械編
第12編 適用基準一覧表
●土木工事施工管理基準
（出来形管理・品質管理）
●写真管理基準

赤字の下線が
修正した項目

2. 各編の主な改正点

2. 各編の主な改正点（第1編 総則編）

第1章第1節 総則

1-1-2 用語の定義

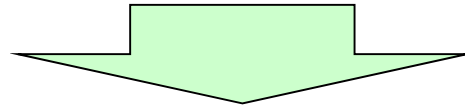
発注者と請負者との伝達方法の変更

19.報告

20.通知

23.書面

書面及び電子メール等電子媒体を用いた伝達



改正

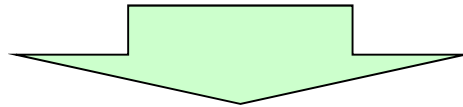
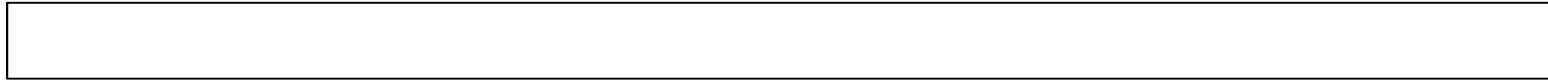
書面等による伝達

2. 各編の主な改正点（第1編 総則編）

第1章第1節 総則

1-1-2 用語の定義

新規追加



新規追加

42.情報共有システム

情報共有システムとは、監督員及び請負者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。情報共有システムの対象の利用にあたっては、「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき実施すること。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。

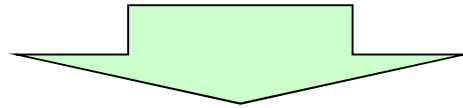
2. 各編の主な改正点（第1編 総則編）

第1章第1節 総則

1-1-3 設計図書の照査等

2. 設計図書_の照査

照査範囲の明確化



追加

ただし、発注者は設計図書_の照査以外の書面の追加については、契約書第20条によるものとし、監督員の指示によるものとする。

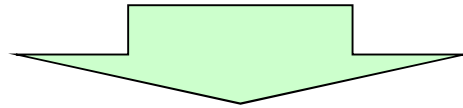
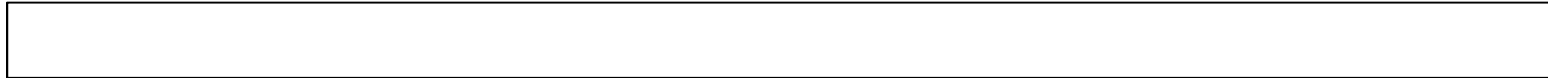
2. 各編の主な改正点（第1編 総則編）

第1章第1節 総則

1-1-12 施工体制台帳

1. 一般事項

添付書類の提出について



追加

施工体制台帳の添付書類については提出する必要はないが、監督員、検査員等により提示を求められた場合は速やかに応じなければならない。

なお、台帳提出毎の施工計画書の変更は必要ないものとする。

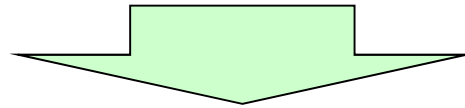
2. 各編の主な改正点（第1編 総則編）

第1章第1節 総則

1-1-22 監督員による確認及び立会等

5. 段階確認

追加



追加

鋼板巻立て工

現場溶接工

確認時期：溶接前、溶接完了時

確認項目：施工状況の適否、設計図書との
対比、溶接部の適否

2. 各編の主な改正点（第1編 総則編）

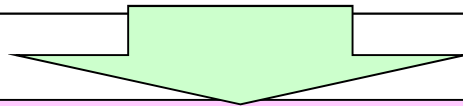
第1章第1節 総則

1-1-29 施工管理

3. 標示板の設置

「工事内容等」を追記

請負者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び請負者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。



改正

請負者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、請負者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。

2. 各編の主な改正点（第1編 総則編）

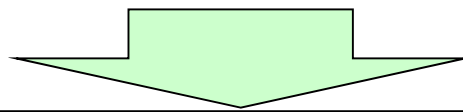
第1章第1節 総則

1-1-46 提出書類

2. 電子納品

情報共有システム導入に伴う修正

請負者は、愛知県電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づき、電子納品の対象となる成果品については、電子媒体で提出しなければならない。



改正

請負者は、「愛知県電子納品運用ガイドライン」に基づき、電子納品の対象となる成果品については、電子成果品で提出しなければならない。

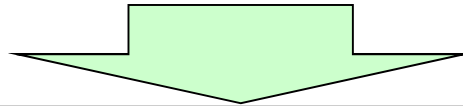
2. 各編の主な改正点（第1編 総則編）

第1章第1節 総則

1-1-54 契約不適合責任 民法改正に伴う修正

かし担保

かしの修補または損害賠償の請求期間は、契約書第41条第2項に示すほか、次のとおりとする。



改正

契約不適合責任

契約不適合責任期間は、契約書第56条に示すほか、次のとおりとする。

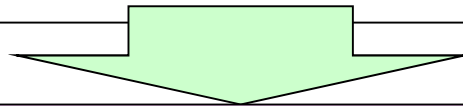
2. 各編の主な改正点（第1編 総則編）

第1章第1節 総則

1-1-57 発注者指定、もしくは請負者の申出により実施する施策

5. ICT活用工事

追加改正



改正

請負者は、愛知県の定める「ICT活用工事（土工）実施要領」、「ICT活用工事（舗装工）実施要領」、「ICT活用工事（河川浚渫）実施要領」、「ICT活用工事（作業土工(床掘)実施要領」、「ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領」、「ICT活用工事（法面工）実施要領」及び「ICT活用工事（地盤改良工）実施要領」の規定に従い、ICT活用工事を、監督員と協議の上で実施することができる。

設計図書において、ICT活用工事の実施を明示された場合は、「ICT活用工事（土工）実施要領」、「ICT活用工事（舗装工）実施要領」及び「ICT活用工事（河川浚渫）実施要領」の規定に従って実施しなければならない。

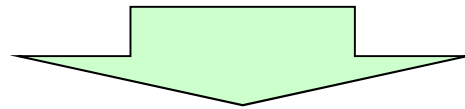
2. 各編の主な改正点（第2編 材料編）

第2章第6節 セメント及び混和材料

2-6-1 一般事項

3. 異常なセメント使用時の注意

追加



追加

請負者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたとセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。

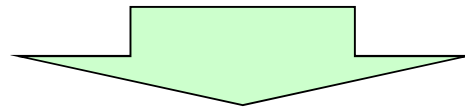
2. 各編の主な改正点（第2編 材料編）

第2章第8節 瀝青材料

2-8-1 一般瀝青材料

4. 石油アスファルト乳剤

新規追加



新規追加

タックコート用及びプライムコート用高性能
改質アスファルト乳剤
を追加

2. 各編の主な改正点（第3編 工事共通編）

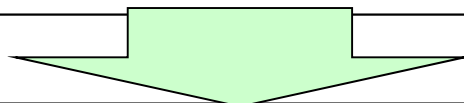
第2章第5節 現場練りコンクリート

2-5-4 材料の計量及び練混ぜ

1. 計量装置

諸基準類の改訂

（1）各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。なお、請負者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。



改正

（1）各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものでなければならない。なお、請負者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。また、練混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。

2. 各編の主な改正点（第3編 工事共通編）

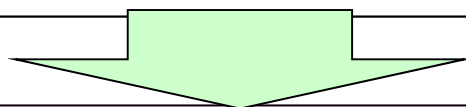
第2章第6節 運搬・打設

2-6-7 打継目

2. 打継目を設ける位置

諸基準類の改訂

請負者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。



改正

請負者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。

2. 各編の主な改正点（第3編 工事共通編）

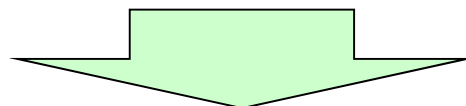
第2章第6節 運搬・打設

2-6-7 打継目

3. 打継目を設ける場合の注意

諸基準類の改訂

請負者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。



改正

請負者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。

2. 各編の主な改正点（第3編 工事共通編）

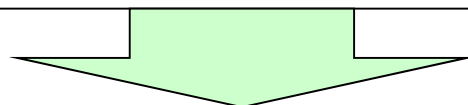
第2章第7節 鉄筋工

2-7-5 継手

3. 継手位置

諸基準類の改訂

請負者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、請負者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。



改正

請負者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、請負者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。

2. 各編の主な改正点（第3編 工事共通編）

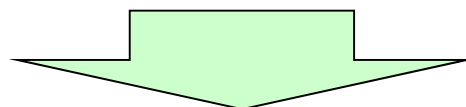
第2章第7節 鉄筋工

2-7-6 ガス圧接

4. 圧接面の清掃

諸基準類の改訂

請負者は、圧接面を圧接作業前にグラインダ等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。



改正

請負者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。

2. 各編の主な改正点（第3編 工事共通編）

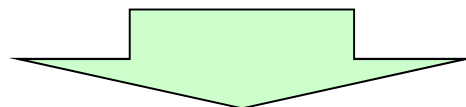
第2章第7節 鉄筋工

2-7-6 ガス圧接

6. 悪天候時の作業禁止

諸基準類の改訂

請負者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能のように、遮へいした場合は作業を行うことができる。



改正

請負者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能のように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。

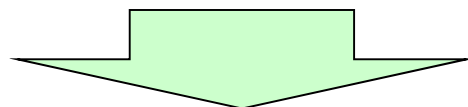
2. 各編の主な改正点（第3編 工事共通編）

第3章第3節 共通の工種

3-3-2 材料

4. 路側防護柵工の材料

諸基準類の改訂



追加

（7）鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。

①海岸に近接し、潮風が強く当たる場所

②雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所

③路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合

2. 各編の主な改正点（第3編 工事共通編）

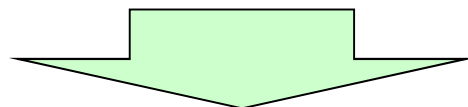
第3章第3節 共通の工種

3-3-12 桁製作工

1. 製作加工（4）溶接施工試験

諸基準類の改訂

2) SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。



改正

2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。

2. 各編の主な改正点（第3編 工事共通編）

第3章第3節 共通の工種

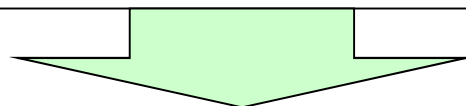
3-3-12 桁製作工

1. 製作加工（11）溶接の検査

諸基準類の改訂

④請負者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、**疑わしい**場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。

⑤請負者は、**主要部材の突合わせ**継手及び断面を構成するT継手、角継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。



改正

④請負者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、**溶接線全線を対象として**肉眼で行うものとするが、**判定が困難な**場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。

⑤請負者は、**断面に考慮する**突合せ**溶接継手**、**十字溶接継手**、**T溶接継手**、**角溶接**T継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。

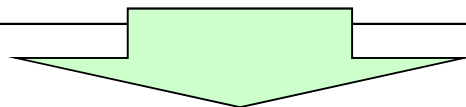
2. 各編の主な改正点（第3編 工事共通編）

第3章第3節 共通的工種

3-9-9 固結工

6. 中層混合処理

積算基準に記載された新規工種



新規追加

（1）改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。なお、土質等によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

（2）施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。

（3）請負者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。なお、現地状況によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理(利用)方法について、監督員と協議しなければならない。

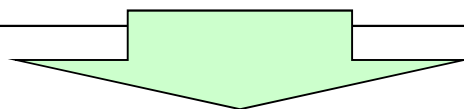
2. 各編の主な改正点（第7編 道路編）

第5章第4節 PC橋工

5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工

2. ブロック組立て施工

諸基準類の改訂



改正・追加

エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。

未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。

3. 土木工事施工管理基準の 改正概要

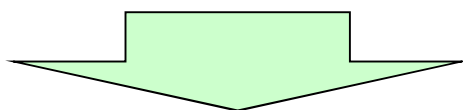
(R2.4.1 改正)

3. 土木工事施工管理基準の改正点

施工管理基準

7. その他

新規追加



新規追加

(3) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

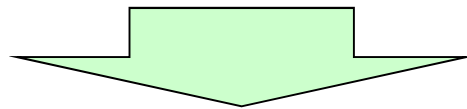
3. 土木工事施工管理基準の改正点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

第1章. 土工

(水中部) 面管理の追加



新規追加

掘削工

(水中部) 面管理の規格値及び測定基準を追加

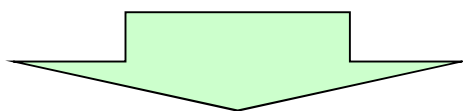
3. 土木工事施工管理基準の改正点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-5. 法面工

ICT管理の追加



追加

ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

3. 土木工事施工管理基準の改正点

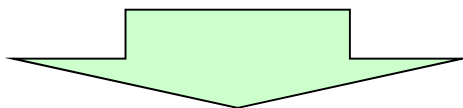
出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-3-6. 縁石工

ICT管理の追加

1ヶ所／1施工箇所



追加

1ヶ所／1施工箇所

ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領
(舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場
合は、延長の変化点で測定。

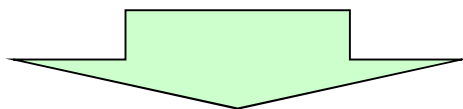
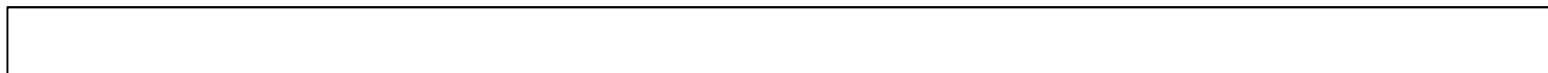
3. 土木工事施工管理基準の改正点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-4-3. 基礎工（護岸）

ICT管理の追加



追加

「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。

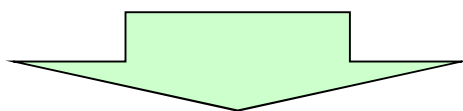
3. 土木工事施工管理基準の改正点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-6-3. コンクリートブロック工

ICT管理の追加



追加

「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。

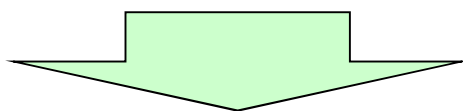
3. 土木工事施工管理基準の改正点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-9-2. 路床安定処理工

ICT管理の追加



追加

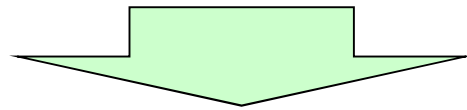
「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t 、天端幅 w 、天端延長 L を確認（実測は不要）。

3. 土木工事施工管理基準の改正点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-9-4. 表層安定処理工 (ICT施工)
地盤改良 (ICT施工) の追加



新規追加

表層安定処理工 (ICT施工)
規格値及び測定基準を追加

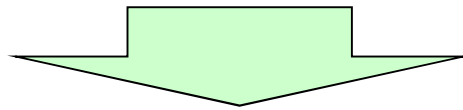
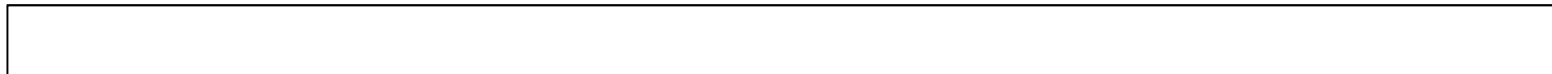
3. 土木工事施工管理基準の改正点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-9-9. 固結工(中間混合処理)

新規工種の追加



新規追加

固結工(中間混合処理)

規格値及び測定基準を追加

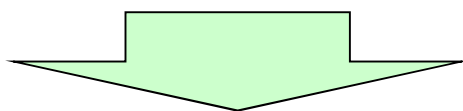
3. 土木工事施工管理基準の改正点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

4-1-6. 側溝工

ICT管理の追加



追加

(基準高)

「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。

(延長)

1ヶ所／1施工箇所

ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。

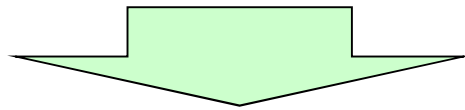
3. 土木工事施工管理基準の改正点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

4-4-33. オーバーレイ工(面管理)

面管理の追加



新規追加

オーバーレイ工(面管理の場合)

規格値及び測定基準を追加

4. 写真管理基準の 改正概要

(R2.4.1 改正)

4. 写真管理基準の改正点

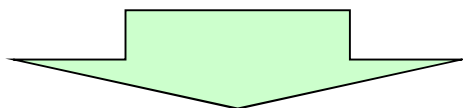
写真管理基準

1. 総則

1-1 適用範囲

映像記録についての追加

この写真管理基準は、施工管理基準 7. その他に定める工事写真の撮影に適用する。



追加

この写真管理基準は、施工管理基準 7. その他に定める工事写真の撮影に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

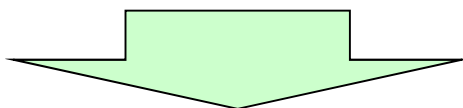
4. 写真管理基準の改正点

写真管理基準

2. 撮影

2-6 撮影の仕様

映像記録についての追加



追加

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

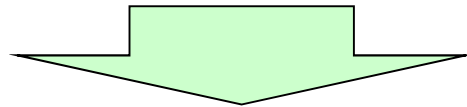
(3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。

(4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

4. 写真管理基準の改正点

品質管理

34. 中層混合処理 新工種の追加



新規追加

テーブルフロー試験 適宜〔試験実施中〕

土の一軸圧縮試験 材質毎に1回〔試験実施中〕

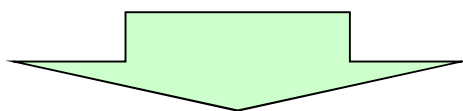
4. 写真管理基準の改正点

出来形管理

第3編 工事共通編

2-7-9. 固結工

新工種の追加



新規追加

中層混合処理

1,000m³~4,000m³につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。

〔施工厚さ 施工中〕

〔幅 施工後〕